我が国の地方法人課税をめぐる租税競争 一法人事業税を対象とした現状分析—

深澤映司

- ① 我が国の地方法人2税(法人住民税、法人事業税)をめぐっては、税収の地理的偏在性等を問題視する向きが既に数多く見受けられるものの、租税競争(地方自治体間で繰り広げられる税率引き下げ競争)の弊害をどのように見るかも、今後の見直しに向けた論点となる可能性がある。地域間の企業誘致合戦の一環として、域内進出企業に対する税制上の優遇措置を採り入れる自治体も少なくないという近年の状況下では、尚更であろう。
- ② 租税競争が問題視されるのは、地方政府間で税率の引き下げ競争が展開される結果、個々の地方政府の税率が社会的に最適な水準を下回り、ひいては、税収確保の困難化から、各地域における地方公共サービスの供給量が過小な状況を余儀なくされる可能性が無視できないためである。この現象については、分権的財政システムがもたらす弊害の1つとして、一定の理論が構築され、各国を対象とした実証分析も相応に蓄積されてきた。
- ③ 我が国では、地方債の発行に国等が関与する枠組みの下で、個々の自治体が地方税の税率を必ずしも自由に設定できないことから、自治体間で租税競争が発生する余地は乏しいとの見方が、支配的である。しかしながら、佐藤主光氏(一橋大学准教授)は、実際には我が国の自治体が、限定的ではあるものの法人課税に関わる裁量を与えられており、その裁量が租税競争の手段として用いられ得ると、通説に対して反論している。
- ④ 同氏が着目する自治体の裁量とは、「地方税法」第6条で認められた課税免除や不均一課税に関わる裁量である。事実、国の地域振興政策に関わる各種法律の趣旨に沿った条例や、自治体独自の判断に基づく条例に基づき、特定企業を対象とした場合に限って法人事業税等の税率を標準税率未満に引き下げるという対応が、広く行われている。
- ⑤ そこで、本稿では、我が国の地方法人課税をめぐり実際に租税競争が展開されているのか否かを明らかにするため、海外の先行研究で用いられている手法も参考にしつつ、定量的な分析を行ってみた。具体的には、法人事業税を対象として、「各県の平均税率」と「競争相手となる県の平均税率の平均値」との関係を、道府県のパネル・データに基づき推定した。推定の結果は、各県の平均税率が、地理的に隣接した県の平均税率低下に伴い水準を切り下げるという傾向が、1990年代末以降、顕在化したというものであった。
- ⑥ このような傾向が出現した背景には、全国の県が、2000年代に入り、補助金交付等を主軸とした企業誘致策の導入を、近隣の県と激しく競い合うようになったことがあろう。そうした政策が功を奏して法人事業税の軽減措置の適用可能地域へと進出する企業の数が増加したことから、各県の平均税率に、同時に押し下げ圧力がかかったと考えられる。言わば「擬似的な租税競争」が既に発生しているとみられるだけに、地方法人課税の抜本的な見直しに当たっては、租税競争への対応という視点からの議論も求められよう。

我が国の地方法人課税をめぐる租税競争 一法人事業税を対象とした現状分析一

財政金融調査室 深澤 映司

目 次

はじめに

- I 租税競争の理論
 - 1 分権的財政システムと租税外部効果
 - 2 租税競争論の発展
- Ⅱ 我が国の地方法人課税における租税競争の発生可能性
 - 1 佐藤主光氏による指摘
 - 2 租税競争の背景となり得る枠組み (課税免除・不均一課税)
- Ⅲ 地方政府間の租税競争に関する実証的な先行研究の概要
- IV 法人事業税を対象とした実証分析の概要 おわりに

補遺 データに基づく実証分析

国立国会図書館調査及び立法考査局 レファレンス 2009.8 **55**

はじめに

地方自治体による法人への源泉課税は、果たして妥当な対応であると言えるだろうか。この問題が、我が国の地方税制をめぐる焦点の1つとなりつつある。

我が国の自治体(都道府県、市町村)による 法人所得課税(法人住民税、法人事業税)への依 存度には、主要国と比べ、極めて高いという特 徴がみられる。日本の地方税収全体に対する法 人所得課税の比率は、2005 年時点で23.4%と、 英国やフランスのゼロ%を始め、米国の5.0%、 ドイツの11.7%をも大きく上回っている⁽¹⁾。

それだけではない。近年を振り返ると、我が国では、自治体の税収に占める法人所得課税の割合が、平成14 (2002) 年以降における国内景気回復に伴う課税ベースの拡大を背景として、年々高まってきた。地方財務協会『地方財政統計年報』によると、法人住民税と法人事業税を合わせた地方法人2税の税収が地方税収全体に占める割合(決算ベース) は、都道府県と市町村を合計したベースで、平成14 (2002) 年度の18.2%から平成18 (2006) 年度の25.5%に上昇している。都道府県のみに対象を限定してこの比率の推移をみると、実に29.5%から39.4%への上昇である(2)。

そうしたなかで、平成 19 (2007) 年にかけて 目立つようになったのが、地方法人課税の是非 をめぐる議論にほかならない。

この問題については、地域間における経済 格差問題への関心の高まりと相俟って、とりわ け税収の地理的偏在性へと注目が集まったこと が記憶に新しい(3)。例えば、地方税(道府県税、 市町村税)の住民1人当たり税収(平成18(2006) 年度決算見込み)を都道府県別の地域区分に基 づき比較すると、地方法人2税については、第 1位の地域と第47位(最下位)の地域との間に6.1 倍の格差がみられるが、地方税収全体では、こ の倍率が 3.1 倍にとどまっている ⁽⁴⁾。これらの 倍率は、地方法人 2 税の税収をめぐる地域間の 税収格差がいかに顕著であるかを端的に示す データとして、しばしば引き合いに出された。 そして、そのような税収格差の存在を懸念する 声を受けて、平成20(2008)年度税制改正では、 既存の法人事業税の一部を分離するという形 で、地方法人特別税と地方法人特別譲与税が導 入されている⁽⁵⁾。

また、地方の法人課税については、その代表的な課税ベースである法人所得が他の税目の課税ベースよりも景気感応的である中で、景気変動に伴い自治体の税収が不安定な動きを余儀なくされることを問題視する向きも少なくない⁽⁶⁾。より根本的な指摘もみられる。選挙権を持

^{*} 本稿の執筆に当たり、赤井伸郎准教授(大阪大学大学院国際公共政策研究科)、小川光准教授(名古屋大学大学院経済学研究科)、佐藤主光准教授(一橋大学大学院経済学研究科)、中里透准教授(上智大学経済学部)、西川雅史准教授(青山学院大学経済学部)、山下耕治准教授(長崎大学経済学部)の各位から大変有益なコメントを頂戴した。また、日本地方財政学会第17回大会において、本稿のベースとなった分析結果に関わる報告に対して、松本睦教授(立命館大学経済学部)から、討論者としての大変貴重なコメントを頂いた。記して御礼申し上げる。ただし、あり得べき誤りは、全て筆者に帰するものである。

⁽¹⁾ 経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会「研究会中間論点整理 参考資料集」2008.9. 〈http://www.meti.go.jp/press/20080916010/20080916010-5.pdf〉

⁽²⁾ 平成19(2007)年度以降については、決算ベースの数字が、本稿の執筆時点で公表されていない。ただし、今般の世界的な金融危機に端を発した国内景気の急激な悪化等を踏まえると、これらの比率は低下に向かっていると推察される。

⁽³⁾ 土居丈朗「経済教室/地方の法人課税は不要/歳出削減の徹底を/財政改革、消費税主体に」『日本経済新聞』 2006.5.26: 田近栄治「経済教室/法人二税を考える(下)/国の法人税と合体を/自治体に再配分へ/企業課税の抜本改革必要」『日本経済新聞』 2007.11.1. を参照。

⁽⁴⁾ 経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会 前掲注(1)

たない法人に対して自治体が課税を行うことは、地方公共サービスの財源を有権者自身が負担すべきであるとする「財政責任」の観点と照らし合わせて、そもそも問題含みであるとの指摘である⁽⁷⁾。一方で、このような指摘に対しては、法人も自治体の行政サービスから便益を享受しているのであるから、自治体がそれを課税対象とすることは当然であるといった反論も見受けられる⁽⁸⁾。

しかしながら、地方法人課税の是非をめぐっては、これら以外にも重要な論点が見落とされているのではなかろうか。それは、自治体同士が繰り広げる税率の引き下げ競争、いわゆる「租税競争」の弊害をどうみるかという点にほかならない。一般には、自治体間で税率を引き下げ合う動きが激しくなると、個々の自治体が税収の減少に見舞われ、社会的に必要とされている地方行政サービスの十分な供給が困難になるとの考え方が支配的である。

振り返れば、2000年代に入ってからの我が 国では、自治体間の企業誘致合戦が、過熱化の 傾向を示してきた。企業誘致のための施策とし て、域内に進出した企業に対する補助金の支給 のほか、税制上の優遇措置を採り入れた都道府 県や都市も少なくなかった。『日経グローカル』 誌が平成19 (2007)年10月に47都道府県と 17 政令指定都市を対象として行った調査の結果⁽⁹⁾によると、同年 9 月末時点で、「進出企業を対象とした用地・建物の取得に対する補助金・助成金」を実施している自治体の数と「進出企業を対象とした設備購入に対する補助金・助成金」を実施している自治体の数は、それぞれ56であった。これらに対して、「進出企業に対する税金の軽減」を実施している自治体の数も、42 に達していた。それだけに、自治体同士の租税競争の有無が、見落とすことのできない問題として浮かび上がってくる。

我が国の自治体間で租税競争が発生する可能性について警鐘を鳴らす向きが、これまでに皆無であったわけではない。しかし、租税競争が実際に展開されているのか否かに関する実証的な解明は、本格的な形で行われてこなかったというのが実状である。

ちなみに、我が国における地方法人課税の扱いは、今後に待ち構えている抜本的な税制改革のなかでも、論点の1つとなる公算が大きい。平成20(2008)年度税制改正で導入された地方法人特別税・地方法人特別譲与税は、あくまで暫定措置と位置づけられており、地方の基幹財源のあり方については、改めて抜本的な見直しを行う運びとなっているからである(10)。

そこで、本稿では、我が国の地方法人課税

- (5) 具体的には、道府県税である法人事業税から約2.6兆円(税収の半分程度に相当)が分離され、国税化された(地方法人特別税)。国は、その収入額のうち、1/2を人口で、残りの1/2を従業者数で按分し、各都道府県に一般財源として配分する(地方法人特別譲与税)。この枠組みの下では、都市部の自治体が受け取るはずであった法人事業税収の一部(約4000億円)が、国の手で、地方の自治体へと再配分されることになる(適用は、平成20(2008)年10月1日以降に始まる事業年度から)。なお、地方法人特別税・地方法人特別譲与税をめぐる問題については、赤井伸郎「経済教室/自治体間の財政格差と地方法人特別税/根拠あいまいな是正規模」『日本経済新聞』2008.6.13.を参照されたい。
- (6) 田近 前掲論文
- (7) 赤井伸郎ほか『地方交付税の経済学―理論・実証に基づく改革―』 有斐閣, 2003, pp.210-211.
- (8) 例えば、自治総合センター『分権型社会に対応した地方税制のあり方に関する調査研究報告書:地方税制度に関する調査研究』1999.は、地方税における法人の位置づけについて、「(法人に投票権を認めるなどの)手続きの必要性はあるが、法人の受益に対して課税が許されることは当然である」としている。
- (9) 菅野由一・前島雅彦「特集 都道府県・政令市の企業誘致調査」『日経グローカル』No.88, 2007.11.19, pp.12-27.
- (10) 「平成20年度与党税制改正大綱」には、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定的な措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進めるとの記述がみられる(深澤映司「平成20年度税制改正案の概要」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』No.605, 2008.1.22.)。

をめぐり租税競争が展開されているのか否か を、実証的な手法に基づき解き明かすことを試 みる。本稿の構成は、以下の通りである。

まず、租税競争という現象の本質について整理を行い、この現象をめぐる理論の発展の軌跡を簡単に振り返る。続いて、我が国の地方法人課税における租税競争の発生可能性について指摘した論稿の内容を紹介するとともに、租税競争の背景となり得る制度的な枠組みを確認する。加えて、租税競争をめぐりこれまでに行われてきた実証的な先行研究の内容についても概観する。その上で、道府県の法人事業税を対象として、近年の我が国において租税競争的な現象が生じているのか否かを、定量的な推定手法に基づき明らかにする。最後に、推定の結果を踏まえ、我が国の地方法人課税のあり方に関する若干の考察を行うこととする。

なお、本稿の末尾には、補遺として、今回 の分析で用いた定量的推定手法の概要(データ の採用、推定のための変数の選択等)に関する説 明を付するとともに、推定の結果とその解釈を 示している。読者の一助となれば、幸いである。

I 租税競争の理論

1 分権的財政システムと租税外部効果

「租税競争」(tax competition) とは、どのような現象であろうか⁽¹¹⁾。一言で述べれば、分権的な財政システムの下で、それぞれの地方政府により、地域間を自由に移動することのできる課税ベースに対して税が課されている場合に、地方政府同士が、課税ベースを域内に呼び込もうとして、税率の引き下げ競争を繰り広げることである。この場合の「移動可能な課税ベー

ス」としては、資本(法人の所得等)⁽¹²⁾や個人 消費などが挙げられる。資本を対象とした租税 競争の典型例は、企業誘致等を主眼とした法人 所得課税の税率引き下げ競争である。また、個 人消費を対象とした租税競争としては、クロス ボーダー・ショッピング(ある自治体の住民が他 の自治体の域内に出向いて財やサービスを購入する 行為)の呼び込みを狙った消費課税の税率引き 下げ競争が考えられる。

租税競争に伴う効果は、地方政府による独自の課税が域外の住民の厚生(個人の満足度)に対して市場を経由しない形で影響を及ぼす「租税外部効果」の一類型として位置づけられる。

この「租税外部効果」は、同じレベルの政府間(地方政府間など)で生じる「水平的租税外部効果」と、異なるレベルの政府間(中央政府と地方政府の間)で生じる「垂直的租税外部効果」とに分けられる。

そうしたなかで、租税競争は、地方政府が 非居住者(法人企業の株主や製品の消費者など) に対して税負担を転嫁する「租税輸出」ととも に、「水平的租税外部効果」に分類されている。 一方、「垂直的租税外部効果」は、地方政府 が中央政府と同じ課税ベースに対して税を課し ている状況の下で発生する。そのような場合に、 一部の地方政府が独自に税率を引き上げると、 租税回避行動や経済活動の落ち込み等を通じて 域内の課税ベースが縮小し、中央政府もまた税 率の引き上げを余儀なくされる可能性がある。 そして、その結果として、中央政府と地方政府 により選択される税率は、社会的に過大となる。

これらの租税外部効果は、いずれも、分権 的な財政システムの下で効率的な資源配分を歪 める要因になると考えられている。

⁽II) 租税競争をめぐる理論等の詳細については、小川光「地方政府間の政策競争―税・支出の競争と外部効果―」『フィナンシャル・レビュー』No.82, 2006.5, pp.10-36. および松本睦「政府間税競争の理論―資本税競争を中心として―」同誌, pp.37-78. を参照されたい。

⁽¹²⁾ 資本を課税ベースにするということは、企業の生産活動に用いられる代表的な生産要素のうち、労働ではなく資本に課税することを意味している。法人企業を前提にすると、資本に対するリターン(法人所得)は、配当として株主へと分配される前の段階では、資本に帰属する。このため、「資本を課税ベースとした課税」は、「法人所得を課税ベースとした課税」により近似できる。

ちなみに、地方政府同士が税率の引き下げを競い合う現象としては、租税競争以外にも、「ヤードスティック競争」が挙げられる⁽¹³⁾。「ヤードスティック競争」は、有権者が、近隣の地域や類似した地域との税率の比較を通じて、現職の政治家(首長や議員)の適性について評価を下すなかで発生する。もっとも、税率引き下げ競争の対象が法人企業所得への課税の場合、それをヤードスティック競争とみなすことには、無理があるとの見方が一般的である⁽¹⁴⁾。なぜならば、有権者にとって、法人課税は目立った政策上の論点とは言い難いためである。

また、租税競争は、課税ベースの可動性や 地域経済の開放度との関連性が深いという点に おいて、ヤードスティック競争とは一線を画し た現象であるとも言えよう⁽¹⁵⁾。

では、租税競争の一体何が問題視されているのか。最大の問題点は、地方政府間で税率の引き下げ競争が展開される結果、個々の地方政府の税率が社会的に最適な水準を下回り、ひいては、税収確保の困難化から、各地域における地方公共サービスの供給量が過小な状態を余儀なくされることだと言えよう。

単純化のため、一国が2つの地域 (AとB) から構成され、それぞれの地域を別の地方政府が管轄しているケースを考えよう。その場合、地方政府 Aが、域内の住民の厚生を高めようとして、資本 (法人所得) に対する課税の税率を引き下げると、地域 B から地域 A に課税ベースである資本 (法人所得) が流入する。地域 B

では課税ベースの流出により住民の厚生が低下するものの、地方政府 A は、地域 A の住民の厚生にしか関心がないことから、地域 A の税率は、地域 B の住民の厚生を考慮に入れた場合よりも低くなる。一方、地方政府 B にとっても、域内の住民の厚生を高めるためには、他地域から課税ベースを呼び込むことが欠かせない。このため、地方政府 B は、資本(法人所得)に対する税率を、地域 A の住民の厚生を無視する形で、地方政府 A が先に設定した税率を下回る水準へと変更する可能性があろう。そして、このように複数の地方政府の間で租税競争に歯止めがかからなくなった場合、最終的には、いずれの地方政府の税率もゼロに向けて低下していく恐れがある。

こうした「底辺への競争(race to the bottom)」は、元来、地方財政を分権化した場合に発生が予想される弊害の1つとして、その可能性が指摘されてきたものであった。もっとも、近年では、世界各国で相次いでいる法人税率引き下げの動きを国家間の租税競争とみなした上で、その弊害を指摘する向きも少なくない。代表例としては、OECD(経済協力開発機構)による「有害な租税競争」の議論が挙げられよう(16)。

なお、租税競争が社会全体に対して有害な結果をもたらすと考えられるのは、地方政府が、地域住民の厚生の最大化を目標とした「慈悲深い (benevolent な) 政府」に該当する場合である。伝統的な地方財政論は、まさにそのような地方政府観に基づいている。

⁽¹³⁾ M. Devereux et al., *Is there a "Race to the Bottom" in Corporate Taxes? An Overview of Recent Research*, May 2003. http://www2.warwick.ac.uk/fac/soc/csgr/research/keytopic/race/Lockwood_Overview_May03.pdf)

⁽¹⁴⁾ *ibid*.

⁽¹⁵⁾ M. Devereux et al., "Do Countries Compete over Corporate Tax Rates?," *Journal of Public Economics*, 92 (2008), pp.1210-1235.

⁽¹⁶⁾ 国家間の租税競争については、問題の性質上、各国による単独での対処に限界があることから、OECD(経済協力開発機構)や EU(欧州連合)といった国際的な場において議論が行われている。OECD の場合、1996 年に「有害な租税競争」の排除に関する議論を開始し、1998 年 4 月には、この問題に関する報告書(OECD, *Harmful Tax Competition: An Emerging Global Issue*, Paris, 1998. 〈http://www.oecd.org/dataoecd/33/1/1904184. pdf〉)を公表した。

これに対して、公共選択論は、地方政府が、 地方の政治家や利益集団等の私的利益を専ら追求する「リヴァイアサン (Leviathan) 的な政府」 であるとの見方に立つ。そして、そのような前提の下で、租税競争が、地方政府間における競争激化の結果としての税収減を通じて各種の私的利益追求に歯止めを掛けることにより、社会全体に対してメリットをもたらす可能性すらあると考えるのである。

こうした2つの相対立した地方政府観のうち、公共選択論のそれは、現実の地方行財政にみられる非効率的な側面に焦点を合わせたという点で、一定の意義が認められる。しかし、地方政府が域内の住民の厚生に対して全く目配りをしていないとの想定には、やや無理があろう。

そこで以下では、前者の「慈悲深い政府」 を前提にしつつ、租税競争に関する考察を進め ることとする。

2 租税競争論の発展

租税競争をめぐる理論は、これまでどのような経緯をたどって発展してきたのであろうか。その軌跡を簡単に振り返っておこう。

租税競争という現象については、地方財政論の古典として位置づけられるオーツ氏 (プリンストン大学) (17) による 1972 年の著書(18) の中に、既に一定の記述がみられる。彼は、地方政府が新しい投資を誘致するための税率引き下げ競争に陥りがちな背景には、行政区域間における経済主体の移動性があるとの認識を示すとともに、そうした競争の結果として、地方公共サービスの供給量は適正な水準を下回る傾向があると指摘している。

その後、1980年代に入って、租税競争に関 する理論を精緻な形で築き上げたのは、ゾドロ ウ氏 (ライス大学) とミーズコウスキー氏 (ラ イス大学)(19)、そしてウィルソン氏(インディ アナ大学)(20)であった。彼らは、住民の数が等 しい多数の地域が存在した状態の下で、それぞ れの地方政府により資本課税が行われている場 合を想定した。資本収益率については、国全体 の資本市場で完全競争に基づく決定がなされる との想定の下で、個々の地方政府にとって外生 的な変数としての位置づけが与えられている。 そして、彼らは、各地方政府が税率の引き下げ を通じて域内の資本量を増やそうとする結果、 公共財の供給水準が社会的に最適な水準を下 回った状態がナッシュ均衡(21)として実現する ことを論理的に示した。彼らの理論モデルは、 租税競争について論じる際の基本的な拠り所と されており、「対称地域モデル」と呼ばれる。 また、一括して「ゾドロウ・ミーズコウスキー・ ウィルソン・モデル」(ZMW モデル)と呼ばれ ることもある。

この ZMW モデルには、ウィルダシン氏(インディアナ大学)により、一定の拡張が施された⁽²²⁾。彼は、国内に住民数が等しい少数の地域しか存在しない状態を前提として、個々の地方政府が、自らの課税に伴う資本収益率への影響を視野に入れつつ行動するという仮定の下で、租税競争に関する考察を行っている。これが、いわゆる「ウィルダシン・モデル」である。

一方、1990年代になると、住民数が等しい対称的な地域を前提とした ZMW モデル (対象地域モデル) やウィルダシン・モデル (同) に対して、地域ごとの住民数が均等ではない (非

⁽¹⁷⁾ 本文中における識者の所属は、当該識者による論文等が刊行された当時のものである(以下も同様)。

⁽¹⁸⁾ W. E. Oates, Fiscal Federalism, New York: Harcourt Brace Javanovich, 1972, pp.142-143.

⁽¹⁹⁾ G. R. Zodrow and P. Mieszkowski, "Pigou, Tiebout, Property Taxation, and the Underprovision of Local Public Goods," *Journal of Urban Economics*, 19 (1986), pp.356-370.

²⁰ J. D. Wilson, "A Theory of Interregional Tax Competition," Journal of Urban Economics, 19 (1986), pp.296-315.

⁽²¹⁾ 全てのプレーヤーが、他のプレーヤーの行動を所与として最適な行動をとっている場合、いずれのプレーヤーも、自らの行動の変更を通じては利益を増やすことができない状態に陥る。そのような状態を、ナッシュ均衡 (Nash equilibrium) と呼ぶ。

対称的である)という、より現実的な前提を置いたモデルも現れた。ブコベッキー氏(ヨーク大学) (23) やウィルソン氏 (インディアナ大学) (24) の「非対称地域モデル」が、それに当たる。彼らは、非対称的な地域間で租税競争が行われている状況の下では、住民数が多い地域よりも少ない地域の方が、資本課税の税率を低く設定し、しかも域内の住民の厚生水準を高められることを、数学的に証明した。

Ⅱ 我が国の地方法人課税における租税 競争の発生可能性

1 佐藤主光氏による指摘

それでは、我が国の地方自治体による法人企業への課税において、租税競争が発生する蓋然性は、果たしてどれほどあるのだろうか。この問題について、経済学的な観点から初めて斬り込んだのは、佐藤主光氏(一橋大学)が平成15 (2003) 年に発表した論稿⁽²⁵⁾であろう。

我が国では、地方の法定普通税等に関する 自治体の税率設定が、事実上国の制約下に置か れていると考えられる。平成17(2005)年度ま での起債許可制度の下では、税率が国により定 められた標準税率に満たない自治体は、地方債の発行を許可されなかったことから、個々の自治体により設定される税率が標準税率を下回るというケースも、生じ得なかった。地方債をめぐる枠組みは、平成18 (2006) 年度に事前協議制度⁽²⁶⁾へと移行したものの、同制度の下でも、標準税率を下回った税率の設定は、依然困難な状況にあるとみられる⁽²⁷⁾。そして、このように個々の自治体が税率設定上の裁量を与えられていない状況⁽²⁸⁾の下では、自治体間で租税競争が発生する余地は乏しいとの見方が、大勢である。

佐藤氏は、こうした通説を紹介しつつ、実際には、我が国の自治体が、限定的ではありながら法人課税に関わる裁量を有しており、その裁量が租税競争の手段として用いられる可能性があるとの見方を示している。佐藤氏が着目している自治体の裁量とは、「地方税法」(昭和25年法律第226号)で認められた課税免除や不均一課税(29)に関わる裁量にほかならない。同法第6条によれば、自治体は、「公益もしくはそれに準じる事由」があれば、条例に基づき、地方税の課税免除や不均一課税を行える。このため、事業税、不動産取得税、固定資産税といっ

²²⁾ D. E. Wildasin, "Nash Equilibria in Models of Fiscal Competition," *Journal of Public Economics*, 35 (1988), pp.229-240.

²³ S. Bucovetsky, "Asymmetric Tax Competition," Journal of Urban Economics, 30 (1991), pp.167-181.

J. D. Wilson, "Tax Competition with Interregional Differences in Factor Endowments," *Regional Science* and *Urban Economics*, 21 (1991), pp.423-451.

⁽²⁵⁾ 佐藤主光「地方法人課税改革」『フィナンシャル・レビュー』 No.69, 2003.12, pp.74-94.

²⁶ 新しい制度の下では、実質公債費比率(自治体の標準財政規模に対する債務負担額の割合)が18%未満の自 治体については、総務大臣等との事前協議を経さえすれば、仮にその同意が得られなくても、地方議会への報 告を条件に地方債を発行できる。

^{(27) 「}地方財政法」(昭和23年法律第109号)第5条の4第4項は、普通税の税率のいずれかが標準税率に満たない自治体による起債を許可の対象と位置付けている。また、総務省「平成21年度地方債同意等基準」(平成21年総務省告示第217号)には、そのような自治体による地方債の発行について、標準税率未満の税率を設定していることに伴う世代間の負担の公平性に対する影響や、地方税収の確保の状況等を勘案して、起債を許可するかどうかの判断を行うとしている。

⁽²⁸⁾ ただし厳密に述べれば、全ての自治体にとって、税率の引き下げ余地がないわけではない。例えば、法人事業税についてみると、全国の8都府県(宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県)は、標準税率の1.03~1.05倍に相当する超過課税を行っている(中小の法人には、軽減税率として標準税率を適用)。

⁽²⁹⁾ 課税免除は、文字通り、特定の対象について課税を免除することである。これに対して、不均一課税は、特定の対象について税率の変更等を通じて不均一な取り扱いを行うものである。

た税目をめぐり、全ての企業に原則として適用 される税率は標準税率以上に設定しながらも、 特定の企業を対象とした税率を標準税率未満の 水準に引き下げるという対応が、実際に広く行 われている。そして、そのことが地方法人課税 をめぐる事実上の租税競争へと結び付く可能性 を無視することができないというのが、佐藤氏 の指摘にほかならない。

2 租税競争の背景となり得る枠組み (課税免除・不均一課税)

佐藤氏が注目する「自治体による特定企業 向けの税率引き下げ」は、具体的にはどのよう な枠組みに基づき行われ得るのであろうか。道 府県の法人事業税に焦点を合わせ、改めて確認 しておこう。

(1) 特定地域における法人課税の特例(国の地域振興策の趣旨に沿って設けられたもの)

先述の通り、「地方税法」第6条は、自治体が、「公益もしくはそれに準じる事由」により、課税免除や不均一課税を行うことを容認している。そして、国が地域開発を推進するために制定した各種の法律の中には、自治体が同法同条の規定に基づき、事業税(法人事業税、個人事業税)、不動産取得税、固定資産税といった税目を対象とした課税免除や不均一課税を行う際の減収補填措置(30)に関する規定が設けられている。そのような地域開発関連法としては、「離島振興法」(昭和28年法律第72号)、「農村地域工業等導入促進法」(昭和46年法律第112号)、「低開発地域工業開発促進法」(昭和36年法律第216

号)、「半島振興法」(昭和60年法律第63号)、「過 陳地域自立促進特別措置法」(平成12年法律第 15号)、「原子力発電施設等立地地域の振興に 関する特別措置法」(平成12年法律第148号)等 が挙げられる。課税免除・不均一課税の適用地 域や対象設備等に関する具体的な規定は、これ らの法律に関連した省令の中に盛り込まれてい る⁽³¹⁾。

国の減収補填措置は、上記の各法律で定められた特定地域へと進出する企業に対して、自治体が税制上の優遇を与える誘因になっていると考えられる。事実、法人事業税についてみると、ほとんどの道府県が、国の設けた法律上の規定を拠り所としつつ、課税の特例に関する条例を定めた上で、課税免除または不均一課税を何らかの形で実施している(表1)。

(2) 自治体が独自の判断で設けた企業誘致等のための優遇税制

一方、全国には、国の地域開発関連施策の 趣旨に沿った条例の制定という形ではなく、独 自の判断で地域経済活性化を主眼とした条例を 制定することにより、域内に進出する企業や域 内で新規に創業する企業等を対象として、法人 事業税の課税免除や不均一課税を行っている自 治体も、少なくない。

都道府県レベルで振り返ると、そうした税制上の優遇措置を導入する動きが我が国で本格化するようになったのは、2000年代に入ってからだと言える⁽³²⁾。この時期において、他の県に先駆けて法人事業税を優遇する独自の制度を導入したのは、大阪府と京都府であった⁽³³⁾。

⁽³⁰⁾ 課税免除・不均一課税の実施に伴う税収減を地方交付税制度上の基準財政収入額へと反映させることにより、 当該自治体への普通交付税の交付額を増加させる措置。

⁽³¹⁾ 例えば、「農村地域工業等導入促進法」の場合、「農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令」(昭和 63 年自治省令第 26 号) の第 1 条から第 3 条に、そうした規定がみられる。

⁽³²⁾ 厳密には、滋賀県が、昭和41 (1966) 年に制定した「滋賀県税の課税免除及び不均一課税に関する条例」(昭和41年滋賀県条例第14号) に基づき、法人事業税の軽減(課税免除および1/2の不均一課税)を独自に行ってきた。しかし、ここでは、同県の事例を除外して考えることとする。

⁽³³⁾ 若林哲治ほか「企業誘致へ地方税を独自軽減―大都市圏府県 / 将来の増収を期待、次々と新制度 ―空洞化で低迷の地域経済活性化目指す―」『地方行政』9484号, 2002.10.3, pp.18-19.

大阪府は、平成13 (2001) 年に、「大阪府創業 及び産業集積の促進に係る法人の事業税及び不 動産取得税の税率等の特例に関する条例」(平 成13年大阪府条例第4号) を制定し、同府内に 本社を置いて操業する中小企業(資本金1000万 円以下)を対象に、創業後5年間にわたり法人 事業税率を引き下げることなどを柱とした税制 優遇制度を創設した。また、京都府も、平成 14 (2002) 年4月に「京都府雇用の安定・創出 と地域経済の活性化を図るための企業の立地促

表 1 国の地域振興策に沿った法人事業税の課税免除・不均一課税の実施状況

	法人の投資先								
	離島振興対策 実施地域	過疎地域	農村地域工業等 導入指定地区	低開発地域工業 開発地区	半島振興対策 実施地域	原子力発電施設等 立地地域			
北海道	0	0			0				
青森県		0	0		0	0			
岩手県		0	0						
宮城県	0	0	0			0			
秋田県		0	0		0				
山形県		0	0						
福島県		0	0			0			
茨城県		0	0						
栃木県		0	0	0					
群馬県		0	0	0					
埼玉県		-	-	-					
千葉県		0	0	0	0				
東京都									
神奈川県									
新潟県	0	0	0						
富山県		0	0		0				
石川県		<u> </u>	Ö		<u> </u>				
福井県		0	0						
山梨県		0	0						
長野県		0	0						
岐阜県		0	0	0					
静岡県			0	0					
愛知県		0							
三重県									
滋賀県		0							
京都府					0				
大阪府									
兵庫県	0	0	0						
奈良県		0			0				
和歌山県		<u>O</u>	0	0					
鳥取県		<u>_</u>	0	0	0				
島根県	0	0	0	U	0	0			
局似県 岡山県		0	0		<u> </u>	 			
	0		0						
	<u> </u>	0			0				
山口県		0	0		0	-			
徳島県		0	0						
香川県		<u> </u>	+ 0						
愛媛県									
高知県		0	0		0				
福岡県	0	0	0						
佐賀県		0	0		0	0			
長崎県	0	0	0	0	0				
熊本県	0	0	0		0				
大分県	0	0	0	0	0				
宮崎県		0	0		0				
鹿児島県	0	0	0	0	0	0			
沖縄県									

⁽注) 1. 2005年時点における課税免除または不均一課税の実施状況。

^{2. ○}は、条例に基づき、当該地域・地区への進出企業を対象とした課税免除または不均一課税が行われていることを示す。

⁽出典) (財)農村地域工業導入促進センター編『企業立地の優遇制度(平成 17 年度)』2005. より作成。

進に関する条例 | (平成13年京都府条例第40号) を施行し、設立後5年以内の中小企業のうち知 事が指定するインキュベート施設に入居した企 業等を対象として法人事業税を軽減する措置 (1/2 または 1/10 の不均一課税) を開始している。

そして、自治体独自の判断に基づき条例で 法人事業税の軽減制度を設ける動きは、その後、 両府以外の県(岩手県、宮城県、茨城県、神奈川県、 新潟県、長野県、奈良県、徳島県、佐賀県等) にも 拡がった (表2)。

地方政府間の租税競争に関する実証 的な先行研究の概要

租税競争という現象をめぐっては、数多く の実証研究の蓄積がみられる。ここでは、我が 国の道府県による法人課税において実際に租税 競争が展開されているのか否かを解き明かす前 に、これまでに行われてきた実証的な研究の概 要について確認しておこう。なお、そのような 先行研究の中には、消費課税等を対象としたも のも少なからず見受けられるが、ここでは、法 人課税に関連した先行研究に確認の対象を絞る

表 2 法人事業税を自治体独自の判断で軽減する主な枠組み

	優遇措置の内容	主な適用基準	適用期間	根拠となる条例
岩手県	課税免除(3 か年)および不 均一課税(後 2 か年:税率 1/2)	・製造業 ・取得価格 5000 万円超 ・県民の新規雇用 5 人以上	2006年4月~2011年3月	「特定区域における産業の活性 化に関する条例」
宮城県	不均一課税(3 か年:税率 1/2)	・製造業 ・取得価格 1 億円以上 ・雇用者が 3 人以上増加	2008年4月~2013年3月	「企業立地促進のための県税の 特例に関する条例」
茨城県	課税免除(3 か年)	・従業者が5人以上増加	2003年4月~2009年3月	「茨城県産業活動の活性化及び 県税の特例措置に関する条例」
神奈川県	不均一課税 (5 か年:資本金 1000 万円未満は税率 1/2、資 本金 1000 万円以上 1 億円以 下は税率 3/4)	・資本金 1 億円以下 ・従業者数が 10 人以上増加	2005年4月~2010年3月	「産業集積の促進に係る法人の 事業税及び不動産取得税の税 率の特例に関する条例」
新潟県	不均一課税(3 か年:税率 1/2)	・「産業立地促進地域」内で 新築・増築または用地取得 ・取得価額1億円超	2003年4月~2008年3月	「新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例」
長野県	課税免除(創業の場合は5か年、事業所設立等の場合は3か年)	・資本金 1000 万円以下の中 小法人の創業、または、県 内における事業所設立・事 業開始等	2006年4月~2009年3月	「信州に安全・安心・安定をも たらす県民を応援する県税の 特例に関する条例」
滋賀県	課税免除 (2 か年) および不 均一課税 (後 3 か年: 税率 1/2)	・特区内の事業主 ・取得価格 2500 万円超 ・雇用が 4 人超増加	1966 年~	「滋賀県税の課税免除及び不均 一課税に関する条例」
京都府	不均一課税 (5 か年:軽減税率 1/2 または 1/10)	・中小企業者で、法人設立後 5年以内等の要件を満たす もの	2002年4月~2007年3月	「京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進及び育成に関する条例」
大阪府	不均一課税(5 か年:税率 1/10)	・資本金 1000 万円以下で、府 内を本店として設立、など	2007年4月~2010年3月	「大阪府製造業の創業及び設備 投資並びに産業集積の促進に 係る法人の府民税及び事業税 並びに不動産取得税の税率等 の特例に関する条例」
奈良県	不均一課税(3 か年:税率 3/4)	・敷地面積 3000㎡以上、また は、県内事業所の新規雇用 が 10 人以上など(製造業の 場合)	2006年4月~2011年3月	「奈良県企業立地及び宿泊施設 誘致を促進するための県税の 特例に関する条例」
徳島県	課税免除 (5 か年)	・雇用が 10 人以上増加、など	2004年4月~2007年3月	「雇用の場の拡大を図るための 情報通信関連事業に係る県税 の課税免除に関する条例」
佐賀県	課税免除(最初の5か年)および不均一課税(残りの5年:税率1/2)	・操業の 10 年以上継続が見 込まれること	2005年4月~	「佐賀県企業立地の促進に関す る条例」

(出典) 経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会「研究会中間論点整理 参考資料集」2008.9. 〈http://www.meti.go.jp/press/20080916010/20080916010-5.pdf〉 等より作成。

こととする。

地方政府間の租税競争に関する実証研究は、 主要各国の地方政府を対象とした形で行われて きた。その中では、とりわけ米国やカナダといっ た連邦制国家の州を対象とした研究が目立って いる。この背景には、これらの国々の州が強い 課税自主権を与えられている関係上、地方政府 同士の租税競争を観察する対象として適してい るとの認識があると推察される。

米国の場合、州の個別消費税 (タバコ税、ガ ソリン税等) をめぐる実証研究が、これまでに 多数行われてきた⁽³⁴⁾。それと比べると、州の 法人課税をめぐる実証研究は、必ずしも多いと は言えないものの、例えば、キリンコ氏(イリ ノイ大学シカゴ校)とウィルソン氏(サンフラン シスコ連邦準備銀行)によるもの⁽³⁵⁾が挙げられ よう。彼らは、州の法人所得税の税率(1969~ 2004年の法定税率)に焦点を合わせて、租税競 争が認められるか否かをパネル分析により検証 している。推定の結果は、租税競争が有意な形 では認められないというものであった。彼らは、 一見、租税競争のように映るのは、各州の外で 採用されている租税政策への競争的な反応の結 果ではなく、個々の州が共通したショックに対 して同時に反応した結果であるとの解釈を示し ている。

カナダの州による法人課税を対象とした代表的な先行研究としては、林正義氏 (明治学院大学) とボードウェイ氏 (クイーンズ大学) によるもの (36) が挙げられる。彼らは、州レベルの事業所得税の税率 (1963~1996年) を対象として、州同士の租税競争と、連邦と州の間における垂直的租税外部効果の有無を、SUR (37) という技術的方法に基づくパネル分析を通じて検証している。ただし、彼らが税率として採り上げているのは、法定税率ではなく、税収を法人所得で除した平均税率である (38)。そして、彼らは、推定の結果として、オンタリオ州の税率からそれ以外の州の税率が影響を受けるという形での租税競争が、有意に認められる点などを指摘している (39)。

一方、先行研究のなかには、対象が連邦制 国家の州ではない実証研究も見受けられる。

その1つは、連邦制国家の州よりもさらに下位の地方政府を対象とした実証研究である。ブエットナー氏(IFO 経済研究所)は、ドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州における1,111の市町村(Gemeinde)を対象として、営業税の税率(1981~1996年の法定税率)をめぐり租税競争が展開されていたのか否かについて、「非対象地域モデル」に基づき、IV法(instrumental variable method)(40)でパネル分析している(41)。

³⁴⁾ 代表的な先行研究としては、M. Devereux et al., "Horizontal and Vertical Indirect Tax Competition: Theory and Some Evidence from the USA," *Journal of Public Economics*, 91 (April 2007), pp.451-479. が挙げられる。

⁽³⁵⁾ B. Chirinko and D. J. Wilson, "Tax Competition Among U.S. States: Racing to the Bottom or Riding on a Seesaw?," *Working Paper Series* (2008-3), Federal Reserve Bank of San Francisco.

⁽³⁶⁾ M. Hayashi and R. Boadway, "An Empirical Analysis of Intergovernmental Tax Interaction: The Case of Business Income Taxes in Canada," *the Canadian Journal of Economics*, 34 (2)(2001), pp.48-53.

³⁷⁾ Seemingly Unrelated Regression の略。見かけ上無関係な方程式の間で、誤差項同士の相関を考慮に入れつつ推定を行う方法である。

[「]銀器」一般に、法人課税の税率を把握するための尺度には、法定税率、平均税率、限界税率の3種類がある。これらのうち企業の立地選択の意思決定(どの地域に投資を行うか)に影響するのは、平均税率であると考えられる(M. Devereux and R. Griffith, "The Impact of Corporate Taxation on the Location of Capital: A Review," Swedish Economic Policy Review, 33(2)(2003), pp.275-292.)。これに対して、法定税率は、企業内における所得分配のあり方(収益をどの地域で計上するか)に影響を及ぼし、限界税率は、企業の投資規模(どれだけ投資を行うか)を規定する要因になると考えられる。

³⁹⁾ 垂直的租税外部効果に関する推定の結果は、連邦による税率の引き上げが、州の税収をクラウド・アウトするというものであった(Hayashi and Boadway, *op.cit.*, pp.48-53.)。

分析の結果は、個々の市町村が隣接した市町村 の税率をめぐる意思決定に追随するという形で 租税競争が展開されており、しかも、人口規模 が小さい市町村ほど税率を低く設定する傾向が みられるというものであった。

もう1つは、単一制国家の地方政府を対象とした実証研究である。例えば、ルプランス氏(レンヌ第一大学)らは、フランスの県(département)の事業所税の税率(1995年の法定税率)について、水平的租税外部効果(県の間の租税競争)と垂直的租税外部効果(州(region)と県の間で生じる非協調的行動)の有無を、最尤法(42)と IV 法により確認している(43)。そして、後者の効果は有意でないものの、前者の効果が有意に認められるとの結果を得ている。

IV 法人事業税を対象とした実証分析の 概要

続いて、我が国の地方法人課税をめぐり租税競争が発生しているのか否かを、実際のデータに基づき、定量的手法を通じて分析してみた。分析に当たっては、いわゆる地方法人2税のうち、道府県の法人事業税(44)に焦点を合わせることとした。これは、第Ⅱ章で既に確認し

たように、今日の我が国において、自治体が国の地域振興策の趣旨や独自の判断に基づき、特定企業を対象とした税率の引き下げ(課税免除・不均一課税)を行っている税目は、地方法人2税のなかでは、道府県の法人事業税に限られるためである。

今回の実証分析に当たり設定したのは、あ る県のある年度における「法人事業税の税率」 を、各県が置かれている状況の差異を定量的に コントロールした上で、「競争相手となる県(以 下、「競争相手県」とする) の法人事業税の税率を 平均した値」により説明するモデルである⁽⁴⁵⁾。 仮に各県の間で法人事業税率をめぐる租税競争 がナッシュ均衡的な形で繰り広げられているの であれば、「競争相手県の税率の平均値」の低 下と同時に、当該県の税率も低下するという関 係が生じるはずである。その場合、「競争相手 県の税率の平均」と当該県の税率とで変化の方 向性が一致するから、「競争相手県の税率の平 均値」の係数は、その符号がプラスになると考 えられる。そこで、今回の推定では、実際のデー タに基づきこの係数を推定した上で、その符号 に基づき、租税競争が展開されているか否かの 判定を行うこととした(46)。

なお、先行研究には、水平的租税外部効果(地

⁽⁴⁰⁾ 誤差項とは相関しないが説明変数とは相関する変数(操作変数)を採用することにより、推定量の一致性を確保する方法。

⁽⁴¹⁾ T. Buettner, "Local Business Taxation and Competition for Capital: the Choice of the Tax Rate," *Regional Science and Urban Economics*, 31 (April 2001), pp.215-245.

⁽⁴²⁾ データの分布が与えられたときに、そのデータの値を最も尤もらしい形で実現させる母数の値を、母数の推定値として用いる方法。

⁽⁴³⁾ M. Leprince et al., "Business Tax Interactions among Local Governments: An Empirical Analysis of the French Case," *Journal of Regional Science*, 47 (3) (2007), pp.603-621.

⁽⁴⁾ 法人事業税は、法人の行う全ての事業を対象とした地方の法定普通税であり、法人の各事業年度における所得等を課税ベースとして税を課するという枠組みを基本としている。その税率については、5%~9.6%の標準税率が、所得の金額に応じて、設定されている(ただし、平成20(2008)年10月1日以降に始まる事業年度については、地方法人特別税の導入に伴い、標準税率が引き下げられている)。なお、課税対象となる法人のうち資本金1億円超の法人については、平成15(2003)年度の税制改正で、外形基準を1/4とする外形標準課税制度が導入された。

i を県、t を年度とすると、具体的なモデルは、 $\tau_{it} = \alpha_i + \beta \sum_{j \neq i} w_{ijt} \tau_{jt} + \gamma X_{it} + \epsilon_{it}$ と、表すことができる。ただし、 τ_{it} は「法人事業税の税率」、 w_{ijt} は「競争相手県の税率を加重平均するためのウェイト」、 X_{it} は「各県の状況の相違をコントロールするための変数」、 ϵ_{it} は「誤差項」である。

方政府間の租税競争)に加え、垂直的租税外部 効果(税率設定をめぐる中央政府と地方政府の非協 調的行動)についても、その有無の検証を同時 に試みているものも少なくないが、今回は、推 定の対象を前者の効果のみに限定した⁽⁴⁷⁾。

推定に当たり用いた手法(変数の選択、使用 したデータを含む)や推定結果に関する詳細な 説明は、補遺に譲ることとするが、今回の推定 結果は、おおよそ次のようなものであった。

すなわち、平成9 (1997) ~平成17 (2005) 年度のデータを対象として推定を行った場合には、「競争相手県の税率の平均値」の係数が、統計学上有意となった上で、その符号がプラスになった。したがって、我が国では、平成9(1997) 年度以降、各県の法人事業税の平均税率が、地理的に隣接した県における平均税率の低下に伴い切り下がるという傾向を示すようになったと考えられる。このような傾向は、平成5 (1993) 年度以前においては、明瞭な形で観察されなかったものである。

おわりに

本稿では、最近 10 年ほどの間の我が国において、各県の法人事業税の平均税率が隣接した県の平均税率の低下に伴い水準を切り下げるという、それまでには見られなかった傾向が出現したことを、実際のデータに基づき確認した。

それでは、こうした傾向が生じるようになった背景とは、一体何であろうか。この点については、1990年代の終わり頃から、地方で目立つようになった新たな動きが見落とせない。具

体的には、次のような動きである。

1990年代末以降、地方分権に向けた諸改革 が国により推進される一方、地方には、国から の自立や自助努力の強化が求められるように なった⁽⁴⁸⁾。そのような流れは、2000年代に入 ると、とりわけ鮮明になった。時代の変化を受 けて、全国の各県は、域内への進出企業に対す る補助金の交付等を主軸とした企業誘致策の導 入を、近隣の県との間で激しく競い合った⁽⁴⁹⁾。 そうした中で、ある県が企業誘致策を導入した 結果、その県に進出する企業の数が増加すると、 それに対抗して企業誘致策を導入した隣接県で も、やはり進出企業の数が増加した。それらの 企業のなかには、国の地域振興策の趣旨に沿っ た条例や、自治体独自の判断に基づく条例で定 められた税制優遇措置の適用可能地域へと進出 する企業も、少なくなかった。このため、隣接 し合った県同士の平均税率が、同じタイミング でそれぞれ低下するという傾向が、生じたので ある。

だとすると、近年の傾向を、純粋な租税競争、 すなわち自治体同士が税率の引き下げを競い合 う現象とみなし得るのかどうかについては、議 論が分かれよう。なぜならば、上記のような見 方に立つと、県同士が競い合っているのは、あ くまで補助金など、財政支出面のインセンティ ブを主軸に据えた企業誘致策の内容であり、法 人事業税の平均税率の低下は、そのような政策 が功を奏したことによりもたらされた結果に過 ぎないと考えられるからである。

しかしながら、全国の県の間で繰り広げられる補助金交付等を政策手段とした企業誘致合

⁽⁴⁶⁾ 第 I 章第 2 節で概観したように、租税競争をめぐる理論モデルには、対象地域モデルと非対称地域モデルの 2 種類があるが、今回の推定は、対象地域モデルを前提にして行った。

⁽⁴⁷⁾ 地方の税率が標準税率と制限税率(標準税率の1.2 倍)の間の狭いレンジ内で決まる我が国の地方法人課税では、自治体による税率引き上げの余地が乏しいことから、垂直的租税外部効果は、そもそも発生しにくい状況にあると考えられる。したがって、推定の対象を水平的租税外部効果のみに限定しても、特段大きな問題は生じないであろう。

⁽⁴⁸⁾ 詳細は、深澤映司「分権的財政システムの意義と地方財政改革」『地方再生 総合調査報告書』(調査資料 2005-1) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2006, pp.52-64. を参照。

^{(49) 「}過熱する誘致合戦 / 高額補助金や税の軽減など」『日本経済新聞』2007.12.19.

戦そのものが、自治体間競争としての性格を色濃く帯びていたことは、論をまたない。その上、自治体独自の判断で企業向けの税制優遇措置を設ける一部の県の動きには、明らかに租税競争的な側面があったと言える。これらの点を踏まえると、1990年代末以降の現象を少なくとも「擬似的な租税競争」とみなすことが、可能ではあるまいか(50)。そして、この点を前提にすると、我が国における地方基幹税のあるべき姿を考えるに当たり、租税競争を回避するという観点も、重要になってこよう。

折りしも、我が国の地方法人課税をめぐる 改革については、「地方法人 2 税と法人税の統 合」や、「地方消費税による地方法人 2 税の代替」 といった識者の提案が既になされている。前者 は、現行の法人事業税・法人住民税を国の法人 税と統合するという内容であり、後者は、法人 事業税・法人住民税を全廃して、それらを現行 の地方消費税で置き換えるというものである。 そして、我が国の地方法人課税の大きな特徴で ある税収の地理的偏在性や、景気変動に対する 不安定性を是正するという観点からは、これま でのところ、後者の案を支持する向きが多いよ うにも見受けられる。消費という課税ベースは、 法人所得ほどには地理的な偏在性が目立たない 上に、景気感応度も高くないためである。

それでは、租税競争の回避という観点から は、我が国の地方税制をどのような形で再設計 することが望ましいと言えるであろうか。

浮かび上がってくる視点の1つは、法人所得という「移動可能な課税ベース」から、他の「移動しない課税ベース」への乗り換えであろ

う。確かに、地方基幹税の課税ベースが地域間 で移動しなければ、自治体間で租税競争という 現象が生じることもあるまい。

ただし、課税ベースが地域を跨いで移動するのは、地方の法人所得課税に限られない。先述の通り、個々の自治体に消費課税をめぐる自由な税率設定を許した場合、課税ベースとしての個人消費がクロスボーダー・ショッピングという形をとって地域間で移動する可能性がある⁽⁵¹⁾。居住地主義に基づく個人所得課税の場合にも、法人所得課税や消費課税と比べれば、課税ベースが移動しにくいものの、住民による居住地変更という形で課税ベースが動く可能性を否定できない。

それでは、土地を対象とした固定資産税のように課税ベースが全く移動しない税目に目を向ければ、決定打となり得るであろうか。答えは、否であろう。そのような税目の場合、都道府県をも含んだ自治体全体にとって、地方公共サービスへの需要を賄うのに十分な財源を確保できるかどうかという別の問題が生じるためである。

そうしたなかで、もう1つ考えられる地方 税制改革の視点があろう。それは、地方の基幹 税をめぐる税率選択の集権化にほかならない。 個々の自治体が基幹税の税率を裁量的に定めら れる状況を集権化により解消すれば、租税競争 も発生し得ないからである。

地方税の税率選択を集権化するための具体 的な方策としては、地方政府の税を中央政府の 税と統合し、税率と課税ベースの決定を一本化 する「共有税方式」や、地方政府が中央政府の

⁵⁰⁾ ちなみに、企業誘致のための補助金交付を主軸とした自治体間競争については、それを「財政競争」(財政支出の水準等をめぐる地方政府間の競争)という概念で捉えることも可能である。我が国の自治体間の財政競争を対象とした代表的な実証研究としては、菅原宏太・國崎稔「財政競争の実証分析―日本の都道府県のケース―」『経済論集』171号, 2006, pp.1-29. が挙げられる。

⁽⁵¹⁾ ただし、現行の消費税制では、税率 5%のうち 4%分を国税(消費税)とし、1%分を地方税(地方消費税)とした上で、いったん地方税として徴収された税収については、各都道府県間において、「消費に相当する額」に応じて清算を行うこととされている。これは、事実上の共有税方式に相当すると考えられる(赤井伸郎ほか前掲書, p.203.)。したがって、現行制度を前提にすると、我が国で消費課税をめぐり自治体間の租税競争が発生する余地はない。

税率や課税ベースとは別に、地方政府間で統一した税率や課税ベースを定める「分離方式」が挙げられる⁽⁵²⁾。そして、一般には、「共有税方式」の方が優れた方法であると考えられている。「分離方式」は、租税競争を排除できても、国と自治体の間で垂直的租税外部効果(税率設定をめぐる非協調的な行動)が発生する可能性までは排除できないが、「共有税方式」の場合には、そのような欠陥が見当たらないためである⁽⁵³⁾。

ちなみに、地方法人課税改革をめぐり最近 識者により唱えられている「地方法人2税と法 人税の統合」や「地方消費税による地方法人2 税の代替」といった提案は、いずれも「共有税 方式」の採用を前提にしたものとみなすことが できよう。地方法人2税を国の法人税と統合す れば、それらの税率と課税ベースの決定は、必 然的に一本化されることになる。また、現行の 消費税制では事実上の「共有税方式」が採用さ れている⁽⁵⁴⁾ことから、地方法人2税を地方消 費税で代替すれば、消費課税に「共有税方式」 を適用したケースと変わらなくなる。

地方税に関わる税率選択を集権化することについては、地方分権の流れに逆行した対応であるとの批判も、予想されるところである。しかし、先行研究でも明らかにされているように、財政的租税外部効果の発生をも考慮に入れると、地方政府の課税自主権を無条件に拡大することが、社会全体にとって望ましい結果につな

がるとは限らない。それだけに、法人所得課税を始めとした地方の基幹税を共有税化しているドイツの例⁽⁵⁵⁾は、我が国でも1つの参考となろう。

近い将来における抜本的税制改革の実施に向けて、地方の基幹税のあり方をめぐり、どのようなグランド・デザインを描くべきなのか。 税収の地域間公平性や安定性といった従来型の 観点からの議論はもちろんのこと、租税競争の 回避という視点に立った議論も、今のうちから 深めておくことが求められよう。

補遺 データに基づく実証分析

1 パネル・データの概要

今回の推定には、東京都を除いた 46 道府県(以下、「県」とする)の昭和 61 (1986) ~平成 5 (1993) 年度 (8 年間) および平成 9 (1997) ~平成 17 (2005) 年度 (9 年間) のパネル・データを使用した (56)。2 つの期間のデータを用いることにより、自治体間における租税競争をめぐる状況が、時間の推移に伴い、どのように変化したのかを明らかにすることができる。

パネル・データに基づく推定は、固定効果モデル $^{(57)}$ で行った。ただし、個別効果 $^{(58)}$ を把握するためのダミー変数(個別効果ダミー)に加え、時点効果 $^{(59)}$ を捉えるためのダミー変数(時点効果ダミー)も採用することとした $^{(60)}$ 。

⁵²⁾ 神野直彦・堀場勇夫「租税思想としての税源配分論の展開」日本地方財政学会編『高齢化時代の地方財政』(日本地方財政学会研究叢書) 勁草書房, 1998, pp.73-86.

⁽⁵³⁾ 赤井ほか 前掲書, p.204.

⁽⁵⁴⁾ 同上, p.203.

⁽VAT) とともに共有税として位置づけられている。これらの税目の税率や課税ベースは連邦の税法で規定されており、各州はそれらに関する裁量を与えられていない (C. Baretti et al., "A Tax on Tax Revenue: The Incentive Effects of Equalizing Transfers: Evidence from Germany," *International Tax and Public Finance*, 9(6), 2002.11, pp.631-649.)。

⁵⁶⁾ 推定期間を2つに分けたのは、推定に用いた内閣府(旧経済企画庁)『県民経済計算年報』におけるデータの作成方法(SNA 統計上の概念)が期間ごとに異なるためである。すなわち、前者の期間のデータが68SNAに基づく一方、後者の期間のデータは93SNAに基づいている。

⁽⁵⁷⁾ 推定式の個別効果と説明変数が相関することを前提としたモデル。

⁽⁵⁸⁾ 時点を通じて共通した各県に特有の効果。

⁽⁵⁹⁾ 県を通じて共通した各時点に特有の効果。

2 推定のための変数の選択等

(1) 被説明変数

被説明変数である「法人事業税の税率」と しては、法人事業税のあり得べき税収をその課 税ベース(企業所得)で除した平均税率を使用 することとした。

平均税率の算出に当たり分子(あり得べき税収)としたのは、総務省(旧自治省)の『道府県税徴収実績調(決算見込額)』に掲載された「法人事業税の調停額⁽⁶¹⁾ (現年課税分)」である。

一方、分母となる法人事業税の課税ベース としては、内閣府(旧経済企画庁)の『県民経 済計算年報』における「法人企業所得」を採用 した。

法人企業の活動は、複数の県に跨った形で行われるケースも少なくない。このため、法人事業税の実際の課税ベースは、企業活動の実態を反映した一定の分割基準⁽⁶²⁾に基づき、企業が活動を行っている県の間で分割されている。ただし、分割された課税ベースの県ごとの総額を直接的に把握することは、統計上の制約により困難を極める。そうしたなか、内閣府『県民経済計算年報』の「法人企業所得」には、法人企業が複数の県で行っている活動の成果を当該企業の事業所が所在する県へとそれぞれ帰属させるための技術的な調整が施されている⁽⁶³⁾。したがって、そのデータを地域間で分割された法人事業税の課税ベースの代理変数とみなすことが、可能であろう。

ちなみに、『県民経済計算年報』の「法人企

業所得」には、法人企業が配当を行う前のベー ス(「配当受払前」)と配当を行った後のベース (「配当受払後」) の2種類があるが、今回の推定 では、「配当受払前」のベースのデータを使用 した。これは、法人事業税(外形標準課税以外) の課税ベースが、配当支払い前の所得であるこ ととの整合性をとるためである。ただし、今回 の2つの推定期間のうち平成9 (1997) ~平成 17 (2005) 年度については、内閣府『県民経済 計算年報』で「法人企業所得(配当受払前)」の データが公表されていない。そこで、同年報に 掲載された「法人企業所得(配当受払後)」のデー タに、各県が独自に公表している法人企業の「配 当受払額」(純支払額のベース)⁽⁶⁴⁾を加えること により、「法人企業所得(配当受払前)」の額を 算出することとした。

もっとも、今回の推定で使用した「法人企業所得」については、統計上、次の制約を余儀なくされている。

第一に、47 都道府県から東京都を除いた 46 道府県のパネル・データを用いざるを得なかった。これは、東京都のみが、『都民経済計算』において法人企業の「配当受払額」を公表していないためである。

第二に、今回の推定で被説明変数として用いた「法人事業税の平均税率」の分母は、昭和61 (1986) ~平成5 (1993) 年度が民間法人企業のベースであるものの、平成9 (1997) ~平成17 (2005) 年度は法人企業全体のベースである。この背景には、平成9 (1997) ~平成17 (2005)

⁽⁶⁰⁾ 時点効果ダミーの採用により、例えば、国が法人事業税の標準税率を引き下げた場合に各県の平均税率に対して一様に及ぶこととなる押し下げ圧力を、租税競争そのものの効果とは切り離した形で把握することが可能になると考えられる。

⁽⁶¹⁾ 自治体が納税者に対して通知した納付すべき税額。

⁽⁶²⁾ 現行の法人事業税では、個々の企業が、各地の事業所の数や、そこに所属する従業員の数の分布状況を踏まえつつ、課税ベースを地域ごとに按分(分割)した上で、そのそれぞれに税率を乗じた金額を、対応する自治体に対して納入するという枠組みが採られている。課税ベースを分割する基準は、製造業が従業者数、非製造業が従業者数と事業所数(それぞれ50%ずつを課税ベースに反映)である。

⁽⁶³⁾ 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編『平成 17 年度 県民経済計算年報(平成 20 年版)』メディアランド株式会社, 2008, p.381.

⁶⁴ 各県の「制度部門別所得支出勘定」における「法人企業の分配所得」の純支払額。

年度の「法人企業所得(配当受払前)」を求める際に必要となる各県の「制度部門別所得支出勘定」が、法人企業全体のベースで公表されており、民間法人企業に限った「配当受払額」を把握できないことがある。

(2) 説明変数

① 競争相手県の税率の平均

説明変数のなかで最大の焦点となるのは、「競争相手県の税率の平均」(当期の値)⁽⁶⁵⁾として、具体的にどのようなデータを用いるかであろう。

この点については、3通りの方法((i) 単純平均、(ii) 内閣府『県民経済計算年報』の実質県内総生産をウェイトとした加重平均、(iii) 経済産業省(旧通商産業省)『工場立地動向調査』の工場立地件数をウェイトとした加重平均)に基づき競争相手県の平均を算出した上で、それぞれを説明変数とした推定を行った(66)。

また、競争相手県の範囲については、「他の全ての県」と「地理的に隣接している県」という2通りのパターンを想定することとした。これは、当該県の税率が国内における他の全ての県の税率の動向から影響を被っている可能性が

考えられる一方で、県境を共有している県の税率の動向から専ら影響を受けている可能性も想定されるためである⁽⁶⁷⁾。なお、「地理的に隣接している県」を平均算出上の対象とした場合、他の県と県境を共有していない北海道と沖縄県をどのように取り扱うかが、焦点となろう。今回の推定では、北海道が青森県に隣接し、沖縄県が鹿児島県に隣接していると便宜上みなし、平均を計算することとした。

ちなみに、今回の推定に当たり設定したモデルには、個々の県が互いの税率に反応し合っている状況の下では、「競争相手県の税率の平均」が内生変数となってしまうという問題がある。このような「内生性の問題」が生じている場合、当該説明変数が誤差項と相関することから、最小二乗法(OLS: Ordinary Least Squares)で推定を行っても、その推定量が一致性 (68) を持たない。

この問題を克服するため、今回の推定では、2段階最小二乗法(2SLS: Two Stage Least Squares)⁽⁶⁹⁾を採用した。その場合の操作変数としては、デベロー氏(オックスフォード大学)が2008年に発表した論稿⁽⁷⁰⁾の中で用いている方法を参考に、コントロール変数の一部(「65歳以上人口の

⁽⁶⁵⁾ 今回の推定では、各自治体の税率がナッシュ均衡として実現することを前提にしている関係上、説明変数の 1つである「競争相手県の税率の平均」として当期の値を用いている(当期よりも前の期の値を説明変数とし て用いていない)。

⁽⁶⁾ デベロー氏らは、OECD 加盟 21 か国の法人税率を対象とした租税競争に関する実証分析のなかで、競争相手国の税率に対する自国の税率の感応度を規定しているのは、「競争相手国の経済規模」や、「競争相手国との間の経済の開放度」といった要因であると整理している。そして、競争相手国の税率の平均を、(i) 単純平均、(ii) 相手国の GDP をウェイトとした加重平均、(iii) 自国と相手国との間の直接投資額(両国間の経済開放度の代理変数)をウェイトとした加重平均という 3 通りの方法で求めている(M. Devereux et al., op.cit.(15), pp.1210-1235.)。今回の推定では、こうした考え方を踏まえ、競争相手県の税率を加重平均するためのウェイトとして、実質県内総生産と工場立地件数をそれぞれ用いることとした。

⁽⁶⁷⁾ デベロー氏らは、米国のタバコ税・ガソリン税をめぐる州間の租税競争について実証分析を行うなかで、「競争相手の州」の税率を平均するための方法には、(a) 当該州以外の他の全ての州の税率について平均(単純平均、加重平均)を求める方法と、(b) 当該州が地理的に隣接している州について税率の平均(同)を求める方法などがあると整理している(M. Devereux et al., op.cit.(34, pp.451-479.)。

⁽⁶⁸⁾ サンプル数が無限大になるにつれて、推定量が真の係数の値へと収束していくという性質。

^{(69) 「}内生変数とみられる説明変数」を操作変数(当該説明変数とは相関するが、誤差項とは相関しない変数) により推定した上で(1段階目の回帰)、その推定値を当該説明変数の代わりに用いて、被説明変数に関する推定を行う(2段階目の回帰)という方法。IV 法の一種である。

⁽⁷⁰⁾ M. Devereux et al., *op.cit*.(15), pp.1210-1235.

比率」、「第三次産業の比率」、「経常収支比率」)について競争相手県の平均を求めたものを使用した⁽⁷¹⁾。各操作変数をめぐる平均の算出方法は、「競争相手県の税率の平均」を求めるために用いた方法((i) 単純平均、(ii) 実質県内総生産をウェイトとした加重平均、(iii) 工場立地件数をウェイトとした加重平均のうちのいずれか)と一致させている。

そして、個々の操作変数について、「妥当性」 (内生性を持った説明変数と相関する)と「外生性」 (誤差項と相関しない)の条件が、それぞれ満た されているか否かをチェックした。「妥当性」 のチェックは「1段階目の回帰におけるF検定」 (1st stage Fstatistic)により、「外生性」のチェッ クは、「J統計量に基づく過剰識別制約検定」(test of overidentified restriction)」によることとした。

② その他の説明変数

その他の説明変数としては、各県が置かれている状況の差異をコントロールするための変数を複数採用した。具体的には、人口構造に関わる変数(「65歳以上人口の比率」、「15歳未満人口の比率」)、経済のファンダメンタルズや経済構造に関わる変数(「実質県内総生産の変化率(前年比)」、「県内総生産デフレータの変化率(前年比)」、「県民1人当たりの実質個人所得」、「第三次産業の比率(付加価値ベース)」)、法人部門の状況に関わる変数(「中小企業(資本金1億円未満)の比率」、「欠損法人の比率」)、自治体財政の状況に関わる変数(「実質収支比率」、「起債制限比率」、「経常収支比率」、「財政力指数」)である。それぞれの説明

変数の出所等は、巻末補表1を参照されたい。

3 推定結果とその解釈

実際のデータに基づき推定を行った結果は、 巻末補表2-1、巻末補表2-2の通りである。

まず、「競争相手県の税率の平均」を算出する上で「他の全ての県」を対象とした場合の推定結果をみると、推定期間が平成9(1997)~平成17(2005)年度のケースでは、平均の算出方法が、(i)単純平均、(ii)実質県内総生産をウェイトとした加重平均、(iii)工場立地件数をウェイトとした加重平均のいずれであるかを問わず、「競争相手県の税率の平均」の係数の符号がマイナスになった(ただし、「J統計量に基づく過剰識別制約検定」の結果をみると、(ii)の方法で平均を算出した場合には、操作変数の「外生性」の条件が満たされていない)。

そして、この係数の符号がマイナスになるという推定結果は、推定の期間を昭和 61 (1986) ~平成 5 (1993) 年度に変更してみても、変わらなかった⁽⁷²⁾。

続いて、「競争相手県」の範囲を「地理的に 隣接している県」へと狭め、「競争相手県の税 率の平均」を求めた場合の推定結果をみると、 推定期間が平成9(1997)~平成17(2005)年 度のケースでは、平均の算出方法が、(i)~(iii) のいずれであっても、「競争相手県の税率の平 均」の係数がプラスの符号をとり、かつ1%水 準で有意となった。

これに対して、推定期間を昭和61(1986)~

⁽⁷¹⁾ 操作変数として、これら3つの変数を選択したのは、各変数と「競争相手県の税率の平均」との間に、次の点で相関関係があるとみられるためである。まず、高齢化が進むと自治体の税収が減るので、その自治体は企業誘致への取り組みを強化するであろう(「65歳以上人口の比率」)。また、自治体による企業誘致は、どちらかと言えば製造業が中心であるから、経済のサービス化が進んだ自治体は、企業誘致に熱心ではなくなると考えられる(「第三次産業の比率」)。さらに、義務的経費の増加により財政支出の中身が硬直化すると、自治体が新たな財源を求めて、企業誘致に走りやすくなるであろう(「経常収支比率」)。

⁽⁷²⁾ 昭和 61 (1986) ~平成 5 (1993) 年度について、「他の全ての県」を対象としつつ、単純平均で求めた「競争相手県の税率の平均」を説明変数として推定を行った場合には、多重共線性(説明変数の間に強い相関関係が存在することに伴う問題)が発生し、個々の説明変数の係数を確定することができない。このため、巻末補表2-2の「他の全ての県」の欄には、「競争相手県の税率の平均」を(i)の方法で求めた場合の推定結果を記載していない。

平成5 (1993) 年度としたケースでは、平均の 算出方法にかかわらず、「競争相手県の税率の 平均」の係数の符号がマイナスになるか、また は、5%水準で有意とならなかった。ただし、[] 統計量に基づく過剰識別制約検定」の結果をみ ると、(i) ~ (iii) のいずれの方法で平均を算 出した場合にも、操作変数の「外生性」の条件 が満たされていない。そこで、操作変数を「65

歳以上人口の比率」と「経常収支比率」の2つ に絞り、改めて推定を行うと、(i) または(ii) の方法で平均を算出したケースでは、操作変数 の「外生性」の条件が満たされた。しかし、そ れら2つのケースにおける「競争相手県の税率 の平均」の係数の符号は、やはりマイナスにな るか、5%水準で有意とならなかった。

(ふかさわ えいじ)

巻末補表 1 変数の定義、出所、記述統計量

変数	定義	出所	記述統計量				
多 奴	正 我	田州	期間	データ数	平均	最大	最小
 法人事業税の平均税率(%)	「法人事業税の調停額(現年課	総務省『道府県税徴収実績調(決 算見込額)』、内閣府『県民経済計	1986 ~ 1993 年度	352	12.09	34.25	4.02
[27 C] > [C D C] + C D C [(70)	税分)」÷「法人企業所得」	算年報』	1997 ~ 2005 年度	414	7.46	22.41	2.71
65歳以上人口の比率(%)	65 歳以上人口÷総人口	総務省統計局『人口推計年報』	1986 ~ 1993 年度	368	13.50	20.47	7.38
の一般が主人口が比中(70)	OJ MONIO		1997 ~ 2005 年度	414	19.75	27.09	11.02
 15 歳未満人口の比率(%)	15 歳未満人口÷総人口	総務省統計局『人口推計年報』	1986 ~ 1993 年度	368	19.18	26.89	15.79
13 成本個八口 7 起干 (70)	13 MX/N(M)/N - NO/N -		1997 ~ 2005 年度	414	14.82	20.99	12.34
実質県内総生産の変化率	実質県内総生産の前年比増減	内閣府『県民経済計算年報』	1986~1993年度	368	3.27	11.40	▲ 4.20
(前年比)(%)	率	門面州 [宋八柱/月日 异十刊]	1997 ~ 2005 年度	414	0.65	6.62	▲ 5.31
県内総生産デフレータの変	県内総生産デフレータの前年	内閣府『県民経済計算年報』	1986~1993年度	368	1.31	4.20	▲ 1.60
化率(前年比)(%)	比変化率	四個州 [景氏胜俱由异十刊]	1997 ~ 2005 年度	414	▲ 0.81	2.33	▲ 3.10
県民1人当たりの実質個人	(雇用者所得+財産所得(純) +個人企業所得) ÷デフレー タ÷総人口	内閣府『県民経済計算年報』	1986~1993年度	368	210.77	305.27	140.38
所得(万円 / 人)			1997 ~ 2005 年度	414	248.02	319.06	176.61
 第三次産業の比率(%)	第三次産業の付加価値÷全産 業の付加価値	内閣府『県民経済計算年報』	1986 ~ 1993 年度	368	62.75	78.80	43.80
お二八座来り近千 (70)			1997 ~ 2005 年度	414	68.64	86.59	47.97
中小企業の比率(%)	資本金1億円未満の法人数÷ 法人数総計	国税庁『国税庁統計年報書』	1986 ~ 1993 年度	368	99.11	99.57	98.00
十九正木の紀十(70)			1997 ~ 2005 年度	414	99.00	99.41	98.05
欠損法人の比率(%)	欠損法人の数÷法人数の総計	国税庁『国税庁統計年報書』	1986~1993年度	368	55.49	69.00	44.57
八顶伍八0万比十(70)	八頂仏八*/数・仏八数*/心山		1997 ~ 2005 年度	414	68.89	88.29	40.50
実質収支比率(%)	実質収支比率	総務省『都道府県決算状況調』	1986~1993年度	368	0.67	2.50	0.00
大貝収文儿干(70)		机场省 【仰起的 乐人异仇仇啊』	1997 ~ 2005 年度	414	0.48	5.80	▲ 2.90
起債制限比率(%)	起債制限比率	総務省『都道府県決算状況調』	1986~1993年度	368	9.56	15.50	4.10
起顶的欧儿平(70)		机场省 【仰起的 乐人异仇仇啊』	1997 ~ 2005 年度	414	12.08	19.30	4.70
経常収支比率(%)	経常収支比率	総務省『都道府県決算状況調』	1986~1993年度	368	74.51	99.80	60.30
性而从又此干(/0/	在 印 1人又 儿 干	1000万亩 1400 2000 1000 1000 1000 1000 1000 1000	1997 ~ 2005 年度	414	89.66	117.40	74.00
財政力指数	財政力指数	総務省『都道府県決算状況調』	1986 ~ 1993 年度	368	0.48	1.22	0.21
N以/J1日奴	灯跃刀扣奴	110000分百 [1100 起内 宋 (1997 ~ 2005 年度	414	0.42	0.98	0.20

(出典) 内閣府『県民経済計算年報』各年版、総務省『道府県税徴収実績調(決算見込額)』各年版、『人口推計年報』各年版、 『都道府県決算状況調』各年版、国税庁『国税庁統計年報』各年版より作成。

巻末補表 2-1 推定結果(推定期間:1997~2005年度)

<1997~2005年>

【被説明変数 : 法人事業税の平均税率】

「競争相手の県」の範囲	 他の全ての県		地理的に隣接している県				
平均のとり方	単純平均 加重平均			単純平均 加重平均			
ウェイト	1.0000	実質県内 総生産	工場立地件数	1.0000	実質県内 総生産	工場立地件数	
定数項	-7.9350 (-0.0037)	- 84.2044 (- 0.5732)	32.9940 (0.1809)	-491.0104 (-2.0075)	-770.0975 (-2.6504)	-534.1863 (-1.9997)	
法人事業税の平均税率 (「競争相手 県の税率の平均)	-5.6437 (-0.0232)	-11.006 (-3.5703) ***	-6.1841 (-1.0077)	0.8954 (3.3617) ***	1.2588 (4.0277) ***	0.9725 (2.9893) ***	
65歳以上人口の比率	0.0279 (0.0837)	0.1013 (0.3816)	0.0381 (0.1314)	-0.6440 (-1.5293)	- 0.5863 (- 1.3178)	- 0.6997 (- 1.5504)	
15歳未満人口の比率	- 0.0941 (- 0.1314)	- 0.0896 (- 0.2326)	- 0.0737 (- 0.1740)	0.2654 (0.4828)	0.7798 (1.2063)	0.5305 (0.8967)	
実質県内総生産の変化率(前年比)	-0.1160 (-0.1615)	-0.1179 (-2.6338) ***	-0.1115 (-2.0961)	-0.1139 (-1.819)	- 0.1015 (- 1.4340)	-0.1076 (-1.6712)	
県内総生産デフレータの変化率(前 年比)	0.0115 (0.0757)	-0.0357 (-0.2876)	0.0069 (0.0512)	-0.0871 (-0.4969)	-0.1119 (-0.5670)	- 0.0627 (- 0.3507)	
県民1人当たりの実質個人所得	0.0976 (0.1619)	0.0817 (6.0087) ***	0.0963 (5.0289) ***	0.1009 (6.5895) ***	0.1180 (6.9540) ***	0.1146 (7.4532) ***	
第三次産業の比率 (付加価値ベース)	0.3352 (0.1618)	0.2321 (2.9415) ***	0.3314 (3.7101) ***	0.3235 (3.4125) ***	0.3564 (3.3836) ***	0.3383 (3.5019) ***	
中小企業(資本金1億円未満)の比 率	0.2319 (0.1116)	1.5509 (1.0228)	-0.1337 (-0.0811)	4.6822 (1.899) *	7.3011 (2.5183) **	5.0537 (1.8837) *	
欠損法人の比率	- 0.0370 (- 0.1600)	- 0.0153 (- 0.4670)	-0.045 (-1.2868)	-0.0671 (-1.4871)	-0.0694 (-1.3694)	- 0.0841 (- 1.7636)	
実質収支比率	-0.1963 (-0.1602)	- 0.2579 (- 1.8585)	-0.2211 (-1.4567)	- 0.1020 (- 0.5172)	- 0.0530 (- 0.2381)	- 0.0863 (- 0.4230)	
起債制限比率	0.0798 (0.1603)	0.0639 (0.9760)	0.0638 (0.8358)	0.0547 (0.5977)	0.0515 (0.4994)	0.0419 (0.4435)	
経常収支比率	-0.1245 (-0.1617)	- 0.1093 (- 3.7245)	-0.1228 (-3.3898) ***	-0.1086 (-2.7006) ***	-0.0965 (-2.1266)	- 0.1128 (- 2.7436) ***	
財政力指数	2.5404 (0.1552)	- 0.4984 (- 0.1135)	2.9782 (0.6335)	8.7143 (1.3971)	10.3427 (1.4750)	9.3344 (1.4346)	
lst stage F statistic (p値)	1977.1280 0.0000	1228.9420 0.0000	1318.9570 0.0000	40.9918 0.0000	60.8768 0.0000	53.5296 0.0000	
J statistic (p値)	0.0000 0.0000 1.0000	8.4187 0.0149	0.3428 0.8425	2.3559 0.3079	0.2609 0.8777	0.0493 0.9756	
データ数 決定係数(自由度修正済み)	414 0.8352	414 0.8600	414 0.8318	0.7265	414 0.6516	414 0.7128	

- (注) 1. 東京都を除く46道府県を対象とした推定(固定効果モデル)の結果。推定期間は、 $1997\sim2005$ 年。
 - 2. 個別効果と時点効果を捉えるため、それぞれに関わるダミー変数を採用(推定結果は省略)。
 - 3. 「競争相手県の税率の平均」の操作変数は、「65歳以上人口比率」、「第三次産業比率」、「経常収支比率」の各変数について、競争相手県の平均を求めたもの(平均を算出する方法は、「競争相手県の税率の平均」と同様)。
 - 4. 括弧内は、t値。
 - 5. ***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で有意であることを示す。
- (出典) 内閣府『県民経済計算年報』各年版、総務省『道府県税徴収実績調(決算見込額)』各年版、 『人口推計年報』各年版、『都道府県決算状況調』各年版、国税庁『国税庁統計年報』各年版より作成。

巻末補表 2-2 推定結果(推定期間:1986~1993年度)

<1986~1993年>

【被説明変数 : 法人事業税の平均税率】

「競合している県」の範囲	他の全ての県		地理的に隣接している県			
平均のとり方	単純平均	加重平均		単純平均	均 加重平均	
ウェイト	1	実質県内 総生産	工場立地件数	1	実質県内 総生産	工場立地件数
定数項		-51.4834 (-0.1725)	6.8128 (0.0206)	-266.5246 (-0.8247)	-235.6929 (-0.7456)	-219.2057 (-0.7244)
法人事業税の平均税率 (「競争 相手県の税率の平均)		- 6.1684 (- 1.1090)	-7.9625 (-1.1905)	0.8392 (1.5191)	- 0.2495 (- 0.8293)	- 0.1909 (- 0.7420)
65歳以上人口の比率		- 0.3074 (- 0.5182)	-0.2479 (-0.4443)	-0.2593 (-0.3444)	-0.2742 (-0.4060)	- 0.2126 (- 0.3163)
15歳未満人口の比率		1.3747 (2.8081) ***	1.0869 (2.0299) **	1.4484 (2.3189) **	1.3636 (2.4279) **	1.4428 (2.5843) **
実質県内総生産の変化率 (前年 比)		- 0.2006 (- 3.2964) ***	-0.1782 (-2.7723) ***	-0.2027 (-2.6611)	-0.2279 (-3.2893) ***	- 0.2231 (- 3.2744) ***
県内総生産デフレータの変化率 (前年比)		- 0.1025 (- 0.6872)	-0.0992 (-0.7042)	-0.1089 (-0.5723)	-0.0804 (-0.4723)	- 0.0868 (- 0.5133)
県民1人当たりの実質個人所得		0.0919 (3.3435) ***	0.0812 (2.5045) **	0.0922 (3.1601) ***	0.1249 (4.4901) ***	0.1206 (4.6806) ***
第三次産業の比率(付加価値 ベース)		0.2542 (1.7956) *	0.2792 (2.2895) **	0.1740 (0.9436)	0.4182 (2.7267) ***	0.3955 (2.7711) ***
中小企業(資本金1億円未満)の 比率		1.0014 (0.3735)	0.6358 (0.2245)	2.3399 (0.7164)	1.9497 (0.6108)	1.7652 (0.5770)
欠損法人の比率		- 0.0146 (- 0.2064)	-0.0379 (-0.5810)	- 0.0457 (- 0.5180)	- 0.0254 (- 0.3205)	- 0.0236 (- 0.2966)
実質収支比率		- 0.3249 (- 0.5267)	-0.5083 (-0.9489)	-0.7069 (-0.9905)	- 0.5954 (- 0.9332)	- 0.6488 (- 1.0214)
起債制限比率		- 0.0082 (- 0.0655)	0.0029 (0.0239)	0.0348 (0.2178)	- 0.0836 (- 0.6275)	- 0.0714 (- 0.5453)
経常収支比率		- 0.1213 (- 2.5587) **	-0.1013 (-1.994) **	-0.1545 (-2.5238)	-0.1267 (-2.3705)	-0.1282 (-2.4131)
財政力指数		- 2.2108 (- 0.3554)	-5.5206 (-1.169)	-6.4846 (-1.0292)	-8.9224 (-1.3908)	-7.1296 (-1.2507)
1st stage F statistic (p値)	_	1972.1830 0.0000	3336.5230 0.0000	30.3188 0.0000	15.5424 0.0000	48.8603 0.0000
J statistic (p値)	_	4.1775 0.1238	0.4480 0.7993	15.3307 0.0005	18.7708 0.0001	9.3338 0.0094
データ数 決定係数(自由度修正済み)	352 —	352 0.8586	352 0.8735	352 0.7693	352 0.8152	352 0.8168

- (注) 1. 東京都を除く46道府県を対象とした推定(固定効果モデル)の結果。推定期間は、1986~1993年。
 - 2. 個別効果と時点効果を捉えるため、それぞれに関わるダミー変数を採用(推定結果は省略)。
 - 3. 「競争相手県の税率の平均」の操作変数は、「65歳以上人口比率」、「第三次産業比率」、「経常収支比率」の 各変数について、競争相手県の平均を求めたもの(平均を算出する方法は、「競争相手県の税率の平均」と同様)。
 - 4. 括弧内は、t値。
 - 5. ***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で有意であることを示す。
- (出典) 内閣府『県民経済計算年報』各年版、総務省『道府県税徴収実績調(決算見込額)』各年版、『人口推計年報』各年版、『都道府県決算状況調』各年版、国税庁『国税庁統計年報』各年版より作成。